

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第9期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 允誉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田一丁目9番14号
【電話番号】	(03) 5298 - 3391（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理本部長兼財務経理部長 麻田 祐司 （同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記の場所で行っております。）
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島一丁目5番17号
【電話番号】	(06) 6440 - 8711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理本部長兼財務経理部長 麻田 祐司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第3四半期 連結累計期間	第9期 第3四半期 連結累計期間	第8期 第3四半期 連結会計期間	第9期 第3四半期 連結会計期間	第8期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	616,648	613,645	213,211	222,448	803,004
経常利益 (百万円)	7,547	13,329	520	4,304	11,751
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失() (百万円)	2,113	6,436	2,169	3,310	13,506
純資産額 (百万円)	-	-	145,967	138,419	135,583
総資産額 (百万円)	-	-	445,110	436,184	387,136
1株当たり純資産額 (円)	-	-	1,245.79	1,210.05	1,149.25
1株当たり四半期純利益金 額又は1株当たり四半期 (当期)純損失金額() (円)	20.02	61.68	20.55	32.11	127.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	55.42	-	28.70	-
自己資本比率 (%)	-	-	29.6	28.6	31.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,595	20,471	-	-	26,323
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	28,499	17,662	-	-	31,399
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,211	334	-	-	5,039
現金及び現金同等物の四半 期末(期末)残高 (百万円)	-	-	25,425	19,486	17,011
従業員数 (人)	-	-	10,891	10,716	10,664

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第8期第3四半期連結累計期間、第8期第3四半期連結会計期間及び第8期においては潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 第8期の当期純損失は、株式市場の低迷による投資有価証券評価損や不採算店舗等の減損損失の計上等によるものであります。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当企業グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、当社の100%連結子会社である(株)デオデオは、平成21年10月1日に同じく当社の100%子会社であった(株)ミドリ電化を吸収合併しております。また、(株)デオデオは合併後、(株)エディオンWESTに社名変更しております。なお、同社は特定子会社に該当しております。

新会社の概要は次のとおりであります。

商号：株式会社エディオンWEST

事業内容：家庭電化商品等の販売

本店：広島市中区

代表者役職氏名：代表取締役社長 久保 允誉

資本金：19,294百万円

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	10,716 [6,576]
---------	-------------------

(注) 1. 従業員数は、当企業グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当企業グループへの出向者を含む就業人数であります。

2. 従業員数の[]内は臨時従業員数であり、第3四半期連結会計期間の平均期間就業人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	371 [27]
---------	-------------

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2. 従業員数の[]内は臨時従業員数であり、第3四半期連結会計期間の平均期間就業人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

商品分類別売上高

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		前年同四半期比(%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	
テレビ	48,201	21.7	134.9
ビデオ	20,531	9.2	105.9
オーディオ	3,825	1.7	117.8
デジタルオーディオ	4,323	2.0	85.8
エアコン	11,253	5.1	111.6
暖房機器	7,281	3.3	84.6
冷蔵庫	8,984	4.0	108.7
洗濯機・クリーナー	10,907	4.9	92.8
レンジ	3,405	1.5	98.2
調理家電	7,379	3.3	94.5
理美容・健康家電	6,652	3.0	86.8
照明器具	2,091	0.9	86.5
パソコン	32,083	14.4	94.4
その他のOA機器	6,748	3.0	141.3
音響ソフト・楽器	2,279	1.0	60.9
その他	46,498	21.0	98.5
合計	222,448	100.0	104.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当企業グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、一部に明るい兆しが見えてきたものの、企業収益の低迷や、給与の減少及び失業率の高まりによる個人消費の低迷等により、依然として非常に厳しい状況が続いております。当家電小売業界におきましては、地上デジタル放送切替に向けた買い換え需要に、政府の経済対策として開始された「エコポイント」効果の後押しもあり、薄型テレビや冷蔵庫が好調に推移しました。また、肉食志向の高まりにより調理家電などの生活家電商品についても底堅く推移しました。その一方で、個人消費が低迷するなかで、競合各社との激しい競争が続いており、業界全体としては厳しい市場環境の中で推移しました。

こうした中で当企業グループは、エコポイント制度にあわせた独自割引施策や価格競争力の高い商品の投入による売上拡大に取り組んでまいりました。これらによりテレビやブルーレイディスクレコーダなどが大きく伸ばしたほか、大型冷蔵庫なども好調に推移いたしました。

また、中部以西の基盤エリアにおいて新規出店等によるシェアの拡大を図ったほか、近畿エリアで展開する(株)エディオンWESTミドリ電化カンパニーの創業50周年を記念した「創業50周年祭」を実施するなど、個別のエリアにおける収益基盤の強化にも取り組んでまいりました。

そのほか、当連結会計年度より新規事業として本格的に取り組みを開始したりフォーム事業につきましても、新規出店店舗を中心に売場の拡大を行ってきたほか、当企業グループ独自の研修施設の設置による人材育成の強化など、今後の売上拡大に向けた基盤整備に取り組んでまいりました。

当第3四半期連結会計期間の店舗展開は、家電直営店につきましては、「ミドリ門真店」「エイデン東海通店」など4店舗を新設し、「デオデオ東広島本店」「100満ポルト福井南本店」など4店舗を移転するなどエリアにおけるシェア拡大を図る一方で、経営効率の改善のため、2店舗を閉鎖しました。また、携帯ショップなどの非家電直営店につきましては、4店舗を閉鎖しました。これにより、当第3四半期末の店舗数は、FC店舗679店舗を含めて1,096店舗となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,224億48百万円（前年同四半期比4.3%増）、営業利益は17億34百万円（前年同四半期は営業損失20億93百万円）、経常利益は43億4百万円（前年同四半期比726.7%増）、四半期純利益は33億10百万円（前年同四半期は四半期純損失21億69百万円）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、資金という）は、第2四半期連結会計期間末に比べ21億89百万円増加し194億86百万円となりました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、28億96百万円（前第3四半期連結会計期間に比し29億75百万円の減少）となりました。これは、売上債権の増加額が73億97百万円、たな卸資産の増加額が312億48百万円、仕入債務の増加額が401億80百万円あったこと等によるものであります。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、62億12百万円（前第3四半期連結会計期間に比し46億74百万円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が30億31百万円、無形固定資産の取得による支出が15億54百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、55億6百万円（前第3四半期連結会計期間に比し51億16百万円の減少）となりました。これは、短期借入金の純増加額が104億93百万円、長期借入金の返済による支出が24億46百万円、配当金の支払額が9億49百万円あったこと等によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。
なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 基本方針の内容

当社は上場企業のため、株主・投資家の皆様は、当社株式の取得を自由に証券市場で行うことができます。そのため、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても一概に拒否するものではありません。近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模な買付行為、その提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しておりますが、大規模な買付行為の提案が行われた場合に、それに応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連します。最終的には個々の株主の皆様のご判断によってなされるべきであると考えます。

もっとも、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

これらを十分に理解せず当社を支配した場合、ステークホルダー、特にお客様との信頼関係を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは、家庭電化商品及び情報通信機器の販売を主な事業とし、中国・四国・九州地方及び近畿地方に展開する㈱エディオンWEST（ストアブランド：デオデオ・ミドリ）、中部・関東地方に展開する㈱エディオンEAST（同：エイデン・ishimaru 石丸電気）、北陸・北海道地方を中心に展開する㈱サンキュー（同：100満ボルト）が各展開エリアに密着した営業活動を行っております。

当社は、各事業会社を監督・指導する持株会社として、経営の効率化、統合効果の早期創出に取組み、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員、グループ及び関係会社等の各ステークホルダーの皆様の安心と信頼のうえに、企業価値をより一層高めるべく、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めてまいります。

まず、エリア内の各商圈においてドミナント体制をとり、販促効率・物流効率の向上、消費者の認知度の向上などによりマーケットシェアの拡大を図ってまいります。また、家電以外の商品の積極的な展開を進めており、高い利便性を提供することで、店舗の競争力の強化を図ってまいります。

また、統合効果の創出に積極的に取組んでおり、グループ各社で様々なノウハウを共有し、粗利率と収益の改善を図ってまいります。

さらに、当企業グループは、法令遵守や企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法令上の機関制度を一層強化・整備してコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取組みとして当社株券等に対する大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を平成20年6月27日開催の第7回定時株主総会の決議により導入いたしました。本対応策の概要は以下のとおりであります。

(1)本対応策の対象となる当社株券等の買付行為

当社は、上記基本方針に照らし、特定株主グループが、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を、以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応策を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

(2)独立委員会の設置

本対応策が適正に運用され、取締役会における恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3人以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び社外有識者等の中から選任します。

大規模買付行為に対して対抗措置を講じる場合等、本対応策に係る重要な判断に際しては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

(3)大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し、代替案を提示することもあります。

(4)本対応策の適用開始と有効期限、変更及び廃止

本対応策は、平成20年6月27日開催の当社第7回定時株主総会における承認によって発効し、有効期限は平成23年6月末日までに開催される当社第10回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社第10回定時株主総会において本対応策を継続することが承認された場合は、かかる有効期限は、さらに3年間延長されるものとします。

ただし、有効期限の到来前であっても、当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

4. 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員としての地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止でき、また当社の取締役任期は1年であり期差任期制を採用していないため、本対応策の廃止又はその対抗措置発動を阻止することに時間を要するものでもありません。このように、本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。さらに、本対応策の合理性についての考えは、以下のとおりです。

(1)本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2)本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断なさるために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保證することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応策は当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。さらに、本対応策の発効・延長が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主が望めば本対応策の廃止も可能であることは、本対応策が当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3)本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応策の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応策の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、当社取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、移転、除却について完了したものは、次のとおりであります。

店舗新設

(株)エディオンEAST	エイデン東海通店(名古屋市港区)	平成21年10月
(株)エディオンEAST	エイデン一宮本店(愛知県一宮市)	平成21年10月
(株)エディオンWEST	ミドリ草津店(滋賀県草津市)	平成21年10月
(株)エディオンWEST	ミドリ門真店(大阪府門真市)	平成21年11月

店舗移転

(株)エディオンWEST	デオデオ新鳥取本店(鳥取県鳥取市)	平成21年10月
(株)エディオンWEST	ミドリ南千里ジャスコ店(大阪府吹田市)	平成21年10月
(株)エディオンWEST	デオデオ東広島本店(広島県東広島市)	平成21年11月
(株)サンキュー	100満ボルト福井南本店(福井県福井市)	平成21年12月

店舗除却

(株)エディオンEAST	エディオン八千代店(千葉県八千代市)	平成21年10月
(株)エディオンEAST	デオデオ西葛西店(東京都江戸川区)	平成21年11月

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	105,665,636	105,665,636	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	105,665,636	105,665,636	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成20年4月23日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	15,000
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,086,474
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注)1. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,353円とする。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整される。

2. 2008年5月23日から2013年4月26日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）までとする。但し、本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）まで、本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Securities SMBC Europeに引き渡された時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2013年4月26日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

会社法に基づく新株予約権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。
平成21年6月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	15,680
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,568,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	597 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成23年8月7日 至平成26年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 597 資本組入額 299
新株予約権の行使の条件	<p>権利を付与された者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件は、平成21年6月26日開催の当社第8回定時株主総会決議及び平成21年8月5日開催予定の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注)1. 割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、目的となる株式の数を調整するものとし、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
2. 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たり金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。
- 行使価額は、割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
- ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の終値とする。
- なお、割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

3. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	105,665,636	-	10,174	-	62,371

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第3四半期連結会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,571,200	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 102,961,600	1,029,616	同上
単元未満株式	普通株式 132,836	-	-
発行済株式総数	105,665,636	-	-
総株主の議決権	-	1,029,616	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エディオン	東京都千代田区外神田一丁目9番14号	2,571,200	-	2,571,200	2.43
計	-	2,571,200	-	2,571,200	2.43

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	508	714	675	644	810	868	811	824	1,030
最低(円)	247	442	535	506	517	716	713	667	701

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,825	16,912
受取手形及び売掛金	38,510	27,477
有価証券	6	2,119
商品及び製品	116,590	85,783
原材料及び貯蔵品	217	274
その他	18,261	20,762
貸倒引当金	183	156
流動資産合計	196,228	153,173
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	78,032	70,378
工具、器具及び備品(純額)	6,909	5,754
土地	75,906	76,746
リース資産(純額)	1,939	1,065
その他(純額)	2,154	5,130
有形固定資産合計	164,942	159,075
無形固定資産		
のれん	1,049	1,899
その他	19,104	15,368
無形固定資産合計	20,154	17,268
投資その他の資産		
敷金及び保証金	33,971	35,553
その他	21,745	22,853
貸倒引当金	882	820
投資その他の資産合計	54,833	57,586
固定資産合計	239,930	233,929
繰延資産	24	33
資産合計	436,184	387,136

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	90,607	46,495
短期借入金	51,156	51,621
1年内返済予定の長期借入金	19,843	21,320
リース債務	136	43
未払法人税等	1,155	1,977
賞与引当金	2,409	5,086
ポイント引当金	9,272	9,338
その他	24,852	23,240
流動負債合計	199,434	159,122
固定負債		
社債	500	500
転換社債型新株予約権付社債	15,000	15,000
長期借入金	51,913	44,659
リース債務	1,209	838
再評価に係る繰延税金負債	2,626	2,629
退職給付引当金	9,669	9,397
役員退職慰労引当金	-	764
商品保証引当金	2,087	1,322
負ののれん	6,041	7,486
その他	9,282	9,833
固定負債合計	98,330	92,431
負債合計	297,764	251,553
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,174	10,174
資本剰余金	82,359	82,359
利益剰余金	48,476	43,916
自己株式	1,901	68
株主資本合計	139,109	136,382
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	259	88
土地再評価差額金	14,621	14,938
評価・換算差額等合計	14,361	15,026
新株予約権	53	-
少数株主持分	13,617	14,227
純資産合計	138,419	135,583
負債純資産合計	436,184	387,136

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	616,648	613,645
売上原価	474,275	468,286
売上総利益	142,372	145,359
販売費及び一般管理費	142,828	139,320
営業利益又は営業損失()	456	6,039
営業外収益		
受取利息及び配当金	438	389
仕入割引	7,956	4,890
持分法による投資利益	-	152
その他	1,904	3,024
営業外収益合計	10,298	8,456
営業外費用		
支払利息	1,122	975
デリバティブ評価損	731	-
持分法による投資損失	177	-
貸倒引当金繰入額	-	17
その他	263	172
営業外費用合計	2,295	1,165
経常利益	7,547	13,329
特別利益		
投資有価証券売却益	124	54
固定資産売却益	6	95
前期損益修正益	70	-
その他	63	51
特別利益合計	265	201
特別損失		
固定資産売却損	11	167
固定資産除却損	582	516
減損損失	434	615
投資有価証券売却損	36	-
投資有価証券評価損	5,079	-
商品評価損	538	-
商品保証引当金繰入額	226	-
その他	742	415
特別損失合計	7,651	1,715
税金等調整前四半期純利益	161	11,815
法人税、住民税及び事業税	3,668	2,619
法人税等調整額	184	1,942
法人税等合計	3,484	4,561
少数株主利益又は少数株主損失()	1,208	818
四半期純利益又は四半期純損失()	2,113	6,436

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	213,211	222,448
売上原価	165,967	171,161
売上総利益	47,244	51,287
販売費及び一般管理費	49,337	49,553
営業利益又は営業損失()	2,093	1,734
営業外収益		
受取利息及び配当金	160	148
仕入割引	2,670	1,748
持分法による投資利益	-	152
その他	712	790
営業外収益合計	3,543	2,839
営業外費用		
支払利息	383	332
デリバティブ評価損	412	-
持分法による投資損失	76	102
貸倒引当金繰入額	-	0
その他	56	37
営業外費用合計	929	269
経常利益	520	4,304
特別利益		
投資有価証券売却益	-	2
固定資産売却益	1	53
その他	-	6
特別利益合計	1	61
特別損失		
固定資産売却損	0	3
固定資産除却損	178	205
減損損失	314	67
投資有価証券評価損	1,065	-
賃貸借契約解約損	-	166
その他	41	47
特別損失合計	1,600	353
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	1,078	4,012
法人税、住民税及び事業税	648	718
法人税等調整額	377	1,132
法人税等合計	1,026	413
少数株主利益	64	287
四半期純利益又は四半期純損失()	2,169	3,310

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	161	11,815
減価償却費	9,017	9,768
減損損失	434	615
のれん償却額及び負ののれん償却額	105	595
貸倒引当金の増減額(は減少)	33	88
賞与引当金の増減額(は減少)	3,021	2,678
受取利息及び受取配当金	438	389
支払利息	1,122	975
持分法による投資損益(は益)	177	152
投資有価証券評価損益(は益)	5,079	-
売上債権の増減額(は増加)	2,611	11,033
たな卸資産の増減額(は増加)	17,773	30,750
仕入債務の増減額(は減少)	28,424	44,112
その他	1,257	2,145
小計	19,455	23,922
利息及び配当金の受取額	255	212
利息の支払額	1,091	933
法人税等の還付額	1,442	2,430
法人税等の支払額	7,466	5,159
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,595	20,471
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	-	2,000
有形固定資産の取得による支出	18,563	10,896
有形固定資産の売却による収入	341	671
無形固定資産の取得による支出	4,775	6,761
投資有価証券の取得による支出	4,356	0
投資有価証券の売却による収入	1,358	887
差入保証金の差入による支出	3,019	1,949
その他	514	1,612
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,499	17,662
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	11,440	464
長期借入れによる収入	-	15,500
長期借入金の返済による支出	8,524	10,150
社債の発行による収入	14,984	-
社債の償還による支出	120	-
自己株式の取得による支出	-	1,833
配当金の支払額	2,033	1,479
その他	1,536	1,907
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,211	334
現金及び現金同等物に係る換算差額	18	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,712	2,474
現金及び現金同等物の期首残高	28,591	17,011
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	1,453	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	25,425	19,486

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において100%連結子会社であった(株)ホームエキスポは、平成21年4月1日に100%連結子会社である(株)エイデン〔現(株)エディオンEAST〕に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。 また、前連結会計年度において100%連結子会社であった(株)ミドリ電化は、平成21年10月1日に100%連結子会社である(株)デオデオ〔現(株)エディオンWEST〕に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 152社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) たな卸資産の評価方法の変更 第1四半期連結会計期間より、連結子会社の(株)ミドリ電化〔現(株)エディオンWEST〕において、たな卸資産の評価方法を先入先出法から移動平均法に変更いたしました。これは、他の主要な連結子会社が従前より移動平均法によって評価しており、各事業会社共通の統合情報システムが稼動したことに伴い、同一の方法による評価が可能になったことによるものであります。 これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ235百万円減少しております。</p> <p>(2) 仕入割引処理の変更 前連結会計年度まで、商品の仕入代金現金決済時に受取る仕入代金の割引等については、受取時に営業外収益の「仕入割引」等として会計処理しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、一部の取引先の割引については仕入時に仕入控除項目として、「売上原価」に含めて処理することに変更いたしました。 この変更は、適用される仕入割引の割引率と市場の実勢金利との乖離が長期化するなかで、当連結会計年度より一部の取引先について契約内容の見直し等を行ったことにより、一部の取引先の割引においては売上原価の仕入割戻との区別が実質的になくなってきており、より適正に売上損益を表示するために実態に即して見直したものであります。 これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益は5,676百万円増加し、営業利益は2,987百万円増加し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ288百万円減少しております。</p>
<p>3. 表示方法の変更</p>	<p>連結損益計算書 前第3四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「賃貸借契約解約損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「賃貸借契約解約損」は18百万円であります。</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書 前第3四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が増加したことから当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。 なお、前第3四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「自己株式の取得による支出」は100百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一般債権の貸倒見積高の算定について、前連結会計年度より著しい変化がないと判断したため、貸倒実績率は前連結会計年度に算定した実績率を使用し、当四半期の一般債権の貸倒見積高を算出しております。
2. 棚卸資産の評価方法	実地棚卸は行わず、帳簿残高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切り下げを行っております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定し、合理的な方法により算定しております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化が無いと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により判断しております。なお、前連結会計年度以降に経営環境等に著しい変化があるか、又は、一時差異の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によりしております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
(役員退職慰労引当金)	当第3四半期連結累計期間において、一部の連結子会社は、それぞれの取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、それぞれの臨時株主総会において、廃止日までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することが承認可決されました。 これにより、「役員退職慰労引当金」は全額取り崩され、連結子会社の支給額の未払分は固定負債の「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は98,112百万円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は94,553百万円であります。
2 保証債務	2 保証債務
金融機関からの借入	金融機関からの借入
(株)ふれあいチャンネル1,533 百万円	(株)ふれあいチャンネル 1,659百万円
(株)マルニ木工 175 "	(株)マルニ木工 200 "
その他	その他
従業員 5 百万円	従業員 7 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(1)販売費	(1)販売費
広告及び販売促進費 13,226百万円	広告及び販売促進費 13,192百万円
(2)一般管理費	(2)一般管理費
貸倒引当金繰入額 58百万円	貸倒引当金繰入額 70百万円
ポイント引当金繰入額 7,856 "	ポイント引当金繰入額 6,711 "
商品保証引当金繰入額 88 "	商品保証引当金繰入額 783 "
給与手当及び賞与 47,927 "	給与手当及び賞与 41,528 "
賞与引当金繰入額 2,913 "	賞与引当金繰入額 2,409 "
退職給付費用 1,398 "	退職給付費用 1,695 "
役員退職慰労引当金繰入額 48 "	役員退職慰労引当金繰入額 46 "
営業用賃借料 18,240 "	営業用賃借料 18,687 "

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(1)販売費	(1)販売費
広告及び販売促進費 5,537百万円	広告及び販売促進費 5,654百万円
(2)一般管理費	(2)一般管理費
貸倒引当金繰入額 47百万円	貸倒引当金繰入額 63百万円
ポイント引当金繰入額 3,223 "	ポイント引当金繰入額 2,513 "
商品保証引当金繰入額 19 "	商品保証引当金繰入額 271 "
給与手当及び賞与 14,353 "	給与手当及び賞与 14,240 "
賞与引当金繰入額 2,635 "	賞与引当金繰入額 2,232 "
退職給付費用 436 "	退職給付費用 539 "
役員退職慰労引当金繰入額 16 "	役員退職慰労引当金繰入額 21 "
営業用賃借料 6,421 "	営業用賃借料 6,191 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 27,435百万円	現金及び預金勘定 22,825百万円
有価証券勘定に含まれるMMF等 100 "	有価証券勘定に含まれるMMF等 0 "
計 27,535百万円	計 22,826百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 2,110 "	預入期間が3か月を超える定期預金 3,340 "
現金及び現金同等物 25,425百万円	現金及び現金同等物 19,486百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 105,665千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 2,571千株
3. 新株予約権等に関する事項
ストックオプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 53百万円
権利行使期間の初日は到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	527	5	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	1,030	10	平成21年9月30日	平成21年12月8日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年8月27日開催の取締役会における、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得決議に基づき、平成21年8月28日に自己株式の取得を行いました。この結果、第2四半期連結会計期間において自己株式が1,832百万円増加し、当第3四半期連結累計期間末において1,901百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

当企業グループは、家庭電化商品の専門量販店集団であり、全セグメントの売上高の合計額、経常利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「家庭電化商品及び関連商品の販売並びに家庭電化商品の工事修理」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

当企業グループは、家庭電化商品の専門量販店集団であり、全セグメントの売上高の合計額、経常利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「家庭電化商品及び関連商品の販売並びに家庭電化商品の工事修理」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものでなく、かつ前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものではなく、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 31百万円

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

共通支配下の取引等

株式会社デオデオを存続会社とする株式会社ミドリ電化の吸収合併

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

存続会社 : 株式会社デオデオ

消滅会社 : 株式会社ミドリ電化

結合当事企業の内容 : 家庭電化商品等の販売

(2) 企業結合の法的形式 : 株式会社デオデオを存続会社とする吸収合併方式

(3) 結合後企業の名称 : 株式会社デオデオ

(なお、平成21年10月1日で株式会社エディオンWESTに商号変更しております。)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

吸収合併の目的 : 中国・四国・九州地方を中心に展開する株式会社デオデオと近畿地方を中心に展開する株式会社ミドリ電化の両子会社が合併することによる事業の拡大、機能強化・効率化、経営資源の最適活用などの更なる経営効率の向上。

吸収合併の日 : 平成21年10月1日

合併比率及び合併交付金 : 株式会社エディオンの完全子会社同士の合併となるため合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の額の変動もありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,210.05円	1株当たり純資産額 1,149.25円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 20.02円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 61.68円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 55.42円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	2,113	6,436
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	2,113	6,436
期中平均株式数(千株)	105,603	104,344
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	11,783
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 20.55円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 32.11円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 28.70円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	2,169	3,310
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	2,169	3,310
期中平均株式数(千株)	105,599	103,094
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	12,276
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりますが、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

平成21年11月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....1,030百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成21年12月8日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 操司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 嘉章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 操司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 嘉章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。